

別表第1の2（第5条関係）

不動産区分種目表

区分	種目	単位	摘要
土地	敷地	平方メートル	
建物	事務所建	平方メートル (建面積, 延面積)	学校, 図書館等の主な建物を包括する。
	住宅建	〃	宿舍, 合宿所等の主な建物を包括する。
	工場建	〃	
	倉庫建	〃	上屋を包括する。
	雑屋建	〃	小屋, 物置, 廊下, 便所, 門衛所等他の種目に属しないものを包括する。
建物附属設備	水道	個	屋内給水設備の各1式をもって1個とする。
	下水	〃	屋内排水設備の各1式をもって1個とする。
	照明装置	〃	電灯, ガス灯, 弧光灯等に関する設備(常時取りはずす部分を含まない。)の各1式をもって1個とする。
	冷暖房装置	〃	冷房装置又は暖房装置のみを包括し, 各1式をもって1個とする。
	ガス装置	〃	1式をもって1個とする。
	通風装置	〃	1式をもって1個とする。
	消火装置	〃	1式をもって1個とする。
	通信装置	〃	私設電話, 電鈴等に関する設備で他の種目に該当しないものを包括し, 各1式をもって1個とする。
	電信線路	メートル(互長, 延長)	電信架空裸線, 電信架空ケーブル, 電信地下線, 電信水底線等を包括する。
	電話線路	〃	電話架空線, 電話架空ケーブル, 電話地下線, 電話水底線等を包括する。
	電力線路	〃	電力架空線, 電力地下線, 電車架空線等を包括する。
	気送管路	メートル	
	空気供給管路	〃	
	昇降機	個	1式をもって1個とする。
	諸作業装置	〃	起重機, 発電装置, 発動装置, 気罐, ガス発生装置, 変流装置, 変圧装置, 蓄電装置, 電動装置, シャフチング, 除じん装置, 噴霧装置, 製塩装置等の各1式をもって1個とする。
諸標	〃	浮標, 立標, 信号標識等の各1箇所をもって1個とする。	
雑工作物	〃	建物に附属しているもので他の種目に属しないものを包括し, 各1箇所をもって1個とする。	
構築物	樹木	本	庭木その他の材積を基準として, その価格を積算し難いもの。ただし, 苗圃にあるものを除く。
	立木	立方メートル	材積を基準として, その価格を算定するもの。

	門	個	木門，石門等の各1個所をもって1個とする。
	圍障	メートル	さく，へい，垣，生垣等を包括する。
	水道	個	地中埋設管等の各1式をもって1個とする。
	下水	〃	溝きよ，埋下水等の各1式をもって1個とする。
	築庭	〃	築山，置石，泉水等（立木竹を除く。）を1団とし1個所をもって1個とする。
	池井	〃	貯水池，ろ水池，井戸等の各1個所をもって1個とする。
	舗床	〃	石敷，れん瓦敷，コンクリート敷，木塊舗，アスファルト舗等の各1個所をもって1個とする。
	照明装置	〃	外灯等屋外照明設備1式をもって1個とする。
	浄化装置	〃	水洗装置を包括し，各1式をもって1個とする。
	消火装置	〃	屋外消火栓等各1式をもって1個とする。
	煙突	〃	独立の存在を有するもので煙道等の設備を1団として，1基をもって1個とする。
	貯槽	〃	水槽，油槽，ガス槽等を包括し，各その個数による。
	橋梁	〃	さん橋，陸橋を包括し，各その個数による。
	土留	〃	石垣，さく等の各1個所をもって1個とする。
	射場	〃	射撃場における諸工作物の1式をもって1個とする。
	無線電信柱	〃	1式をもって1個とする。
	諸標	〃	浮標，立標，信号標識等の各1個所をもって1個とする。
	雑工作物	〃	井戸屋形，掲示場，石炭置場，灰捨場等他の種目に属さないものを包括し，各1個所をもって1個とする。
船舶	汽船	隻，トン（総トン数）	電動船，内火船等機関によって推進するものを包括する。
	艦船	隻，トン（排水トン数）	電動船，内火船等機関によって推進するものを包括し，積量を排水トンで表示するもの。
	雑船	隻	他の種目に属しない一切の船舶を包括する。
地上権等	地上権	平方メートル	
	地役権	〃	
	水利権	〃	
	鉱業権	〃	
	その他	〃	
特許権等	特許権	件	
	実用新案権	〃	
	商標権	〃	
	著作権	〃	
	その他	〃	